

富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例(案)解説

【制定の背景】

自転車は、市民生活に密着した便利な交通手段であり、近年の健康志向や環境への意識の高まりにより、その利用が増加しています。しかし一方で、近年は自転車事故においても他人に危害を加えたことに対し多額の賠償金の支払いを命じる判決が相次ぐなど、自転車の危険走行による交通事故の多発や自転車利用者の交通マナーの低下が社会問題化しています。こうした状況を踏まえ、埼玉県では、平成24年4月に「自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しています。

市内においても、自転車は身近な乗り物として幅広い年代の方に利用される一方で、自転車に関係する交通事故が多発し、市内の全交通事故に占める自転車関連事故の割合も県内平均よりも多い状況であり、交通マナーの低下が喫緊の課題となっています。東入間警察署管内でも同様の状況が見られることから、生活圏域を共有する管内自治体が連携して条例化を進めることにより、広域的な取組みによって「自転車の安全な利用」を確保し、長期的・持続的な視点で安全・安心なまちづくりを目指すこととなったものです。

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、関係団体等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、自転車に関係する事故の防止を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

条例の設置目的を定めたものです。自転車の安全利用について、市、市民、自転車を利用する者、事業者、関係団体等の責務と自転車の交通安全教育、広報啓発活動、道路環境の整備などの施策の基本方針を定め、施策を計画的に推進することにより、自転車の関係する事故を防止し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する市の施策に協力する団体をいう。
- (3) 関係機関 交通安全に関する業務を行う国、埼玉県、市の区域を管轄する警察署その他の公的機関をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 自転車損害保険等 自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (6) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する交通安全教育をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校で市内に所在するものをいう。

【解説】

本条例の条文に使用する用語の意味を明確にするために定めるものです。

「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定されています。具体的にはペダル等を用い、人の力により運転する二輪車以上の車をいいます。

「関係団体」とは、2市1町で組織する「東入間地区交通安全対策協議会」をはじめ、「交通安全協会」「安全運転管理者協会」「交通安全母の会」など交通の安全を図る活動を行うことを目的として組織された団体をいいます。

「関係機関」とは、国、埼玉県や警察署など交通安全に関する業務を行う公的機関をいいます。

「事業者」とは、市内で事業を営む個人及び法人その他団体をいいます。

「自転車損害保険等」とは、自転車事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいいます。

「自転車交通安全教育」とは、自転車の安全利用に関する交通安全教育をいいます。

「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、及び特別支援学校で市内に所在するものをいいます。

(市の責務)

第3条 市は、市民、事業者、関係団体及び関係機関との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【解説】

市は、市民、事業者、関係団体及び関係機関と連携・協力しつつ、計画的かつ効果的に自転車の安全利用に関する施策・事業を実施するものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域社会等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市民の責務として、自転車の交通ルールやマナーを積極的に学び、理解を深め、また、自ら進んで安全利用に関する取組みを行うとともに、市や関係機関が行う施策・事業に協力するよう努めることを定めたものです。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）の運転者としての責任を自覚し、道路交通法、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年埼玉県条例第60号）その他関係法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めなければならない。

4 自転車利用者は、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

5 自転車利用者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策を行うよう努めなければならない。

6 自転車利用者は、歩行者及び障害者、高齢者、乳幼児等の交通弱者の通行に配慮するよう努めなければならない。

【解説】

本条例の核となる自転車利用者が留意すべき安全対策について定めたものです。

第1項は、自転車も車両であることを認識し、関係法令を遵守する責任があることを明記しています。

第2項は、市や関係機関が実施する自転車交通安全教育に参加することや広報誌、ホームページなどから知識の習得に努めるよう定めるものです。

第3項は、交通事故防止のためには、自身が利用する自転車の安全性が確保されていることが重要であることから、自転車の日常の点検及び整備に努めるよう定めるものです。

第4項は、自転車が係わる交通事故においては高額な損害賠償が請求されるケースがあることから、自転車に係る事故の損害保険への加入に努めるよう定めるものです。

第5項は、自身が利用する自転車の防犯登録を受けるとともに、盗難防止のための施錠、ひったくり防止カバーの装着など防犯対策に努めるよう定めるものです。

第6項は、自転車の通行において、歩行者の安全及び優先はもちろん、交通弱者である障害者、高齢

者、乳幼児等のそばを通るときは自転車を押して歩くなど安全に配慮した通行に努めるよう定めるものです。

(保護者等の責務)

第6条 幼児、児童又は生徒の保護者（以下この条において「保護者」という。）は、その幼児、児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する家庭教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その幼児、児童又は生徒を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その幼児、児童又は生徒を対象とした自転車損害保険等への加入に努めなければならない。

4 高齢者のいる家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

【解説】

幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒が自転車の関係する交通事故に遭わないよう又は交通事故を起こさないように自転車の安全運転、日常の点検及び整備について家庭教育を行うほか乗車用ヘルメットを着用させることや自転車損害保険等への加入に努めるよう定めています。

また、高齢者の家族は、その高齢者に対し自転車乗車用のヘルメットの着用のほか本人の身体能力と判断能力に応じた交通安全に関する助言を行うよう努めることを定めています。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市内の企業や事業所は、自転車の安全利用に関して、従業員に対する啓発・教育その他の取組を積極的に行うとともに、市や関係機関が実施する施策・事業に協力するように努めることとしています。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、市又は関係機関が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

交通安全関係団体は、自転車の安全利用について市民の理解と協力が得られるよう、自主的に促進に取り組むとともに、市及び警察署が実施する施策・事業への協力に努めるものとします。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車の購入者に対し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備、自転車損害保険等への加入の必要性、盗難対策その他自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

【解説】

自転車を販売する店舗は、第7条の「事業者」とは別に、自転車購入者に対して一定の責任があります。販売時等の機会を通じて、下記の事項を説明又は助言することが求められるとともに、市、警察署及び交通安全関係団体が実施する施策・事業への協力に努めるものとします。

- ①自転車の交通事故の防止に関する知識の習得
- ②自転車の定期点検及び整備
- ③自転車損害賠償保険等への加入の必要性

(自転車交通安全教育)

第10条 市は、関係機関及び関係団体と連携し、市民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。

2 市は、市民に対し、それぞれの特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

3 学校の校長は、在学する児童又は生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

【解説】

市は市民に対し、警察署や交通関係団体と連携し、子ども、主婦、高齢者など、それぞれの特性を考慮して、効果的に自転車交通安全教育を行うものとします。

市立小中学校は、交通安全教室や子供自転車運転免許制度など学齢に応じて交通ルール等の習得ができるよう、その児童生徒に対して自転車交通安全教育を行うものとします。

(啓発活動及び広報活動)

- 第11条 市は、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、関係機関及び関係団体と連携して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。
- 2 市は、自転車に関係する交通事故を防止するため、関係機関と連携を図り、自転車に関係する交通事故の発生状況に関する情報を市民及び自転車利用者に提供するものとする。
- 3 市は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害保険等への加入の促進を図るため、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

【啓発・広報活動】

市は、市民や自転車利用者の理解を深め、協力が得られるよう、関係団体・関係機関の協力を得て、次のような啓発活動や広報を行います。

- ① 自転車に関与する交通事故の発生状況に関する情報の提供
- ② 自転車用ヘルメットの着用促進
- ③ 自転車損害保険等への加入の奨励

<参考事例>

- ・ 四季の交通安全運動期間中に、2市1町や東入間警察署、交通関係団体が連携し、チラシや啓発品、のぼり旗等を活用して街頭で行う啓発・広報活動
- ・ 県「自転車安全利用の日」(毎月10日)を中心に、「自転車安全利用指導員」と連携して街頭で行う啓発・広報活動
- ・ 市広報紙やホームページ等の媒体を使用した広報活動

(道路環境の整備)

第12条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、関係機関と相互に連携して、歩行者及び車両が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。

【解説】

市は、国・県その他関係機関と相互に連携して、自転車や歩行者が安全に通行できる環境を目指して、道路や交通安全施設の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(財政上の措置)

第13条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

条例の目的を達成するため、市が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【委任】

条例の施行に関して必要な事項は、施行規則等により市長が定めることができることを規定しています。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。